⑷　四国地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記⑶の再認定を受けた者にあっては、当該認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑸　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑹　平成８年度以降に元請けとして、次に掲げる同種工事の施工実績を有すること（経常建設共同企業体にあっては、構成員の１社、特定建設工事共同企業体にあっては、代表者が、平成８年度以降に元請けとして、次に掲げる同種工事の施工実績を有していること。）。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

ａ　ダム本体工事における洪水吐の施工実績

ｂ　ＮＡＴＭ工法によるトンネル内空断面積（標準部の覆工後の内空断面積）が80㎡以上かつ同一トンネルにおいて施工延長が300m以上の工事の実績

ただし、上記は同一工事でなくてもよい。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑺　経常建設共同企業体にあっては、上記⑹の構成員を除く全ての構成員、特定建設工事共同企業体にあっては、上記⑹の代表者を除く構成員が、平成８年度以降に元請けとして、次に掲げる同種工事の施工実績を有していること。）。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

ａ　ダム本体工事における洪水吐の施工実績

ｂ　ＮＡＴＭ工法によるトンネル内空断面積（標準部の覆工後の内空断面積）が75㎡以上かつ同一トンネルにおいて施工延長が300m以上の工事の実績

ただし、上記は同一工事でなくてもよい。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑻　提出する技術提案が適正であること。

⑼　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ａ　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

ｂ　平成８年度以降に元請けとして、次に掲げる同種工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上のものに限る。）。ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者、特定建設工事共同企業体にあっては、代表者の主任技術者又は監理技術者が、平成８年度以降に元請けとして、次に掲げる同種工事の経験を有していること。

１）ダム本体工事における洪水吐の施工実績

２）ＮＡＴＭ工法によるトンネル内空断面積（標準部の覆工後の内空断面積）が80㎡以上の工事の実績

ただし、上記は同一工事でなくてもよい。また、上記１）及び２）の工事経験の両方を有する技術者１名、若しくは、上記１）又は２）のそれぞれの工事経験を有する技術者２名としてもよい。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ｃ　主任技術者又は監理技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるのでその旨を明示することができる資料を添付すること。その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

ｄ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習受講修了証を有する者であること。

⑽　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、四国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑾　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑿　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

⒀　建設業法の土木一式工事の許可を有する者であること。

⒁　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価方式に関する事項

⑴　評価項目及び評価の着目点　本工事の総合評価における評価項目及び評価の着目点は、次のとおりとする。

１）技術提案評価

ａ　高水圧、大水深下でのトンネル洪水吐の呑口部の施工における地山安定性に配慮した技術提案

ｂ　トンネル洪水吐の耐久性向上に配慮した技術提案

上記、ａ、ｂに関する技術提案について評価する。

２）施工体制評価

ａ　品質確保の実効性

・工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められるか評価する。

ｂ　施工体制確保の確実性

・工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められるか評価する。

⑵　入札参加者は、「高水圧、大水深下でのトンネル洪水吐の呑口部の施工における地山安定性に配慮した技術提案」及び「トンネル洪水吐の耐久性向上に配慮した技術提案」と入札価格をもって入札する。ただし、実際の施工に際しては、３⑷によるものとする。

⑶　落札者の決定方法

１）入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

２）標準点　１）の要件を満たす入札を行った者に対して、要求要件を満足する技術提案について100点の標準点を与える。

３）加算点及び施工体制評価点

・３⑴１）ａの評価項目について、Ａ（40点）、Ｂ（35点）、Ｃ（30点）、Ｄ(25点)、Ｅ（20点）、Ｆ（15点）、Ｇ（10点）、Ｈ（５点）、Ｉ（０点）として、加算点を与える。

・３⑴１）ｂの評価項目について、Ａ（30点）、Ｂ（25点）、Ｃ（20点）、Ｄ(15点)、Ｅ（10点）、Ｆ（５点）、Ｇ（０点）として、加算点を与える。

・３⑴２）ａ、ｂについて、それぞれ総合的に優（15点）、良（５点）、可（０点）として、施工体制評価点を与える。

４）上記により得られる標準点、加算点及び施工体制評価点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

５）評価値・基準評価値について　評価値は、基準評価値を下回らないこと。なお、基準評価値とは以下のとおりとする。評価値及び基準評価値の計算において予定価格と入札価格の単位は億円とし、求められる値（評価値、基準評価値）は小数点第４位（５位切り捨て）とする。

基準評価値＝100点（標準点）÷予定価格（単位：億円）

６）評価値の最も高い者が２者以上あるときは、当該者のくじ引きにより落札者を決定する。

⑷　技術提案に基づく施工　実際の施工に際しては、技術提案と同等以上の施工を行うものとする。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒760―8554 香川県高松市サンポート３―33　四国地方整備局総務部契約課契約係長　細木　富夫　電話087―851―8061（内線2526）